

社会福祉法人善光寺大本願福祉会
居宅介護支援事業所 ケアプラザわかほ
運営規定

(事業の目的)

第1条 在宅にて介護を受け生活する要介護状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう、相談援助を行い適正な介護サービスを調整することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 業務に従事する職員は高齢者等の心身の特性に充分配慮し、公正・中立な立場で個人の秘密と人格を尊重する。

2 業務の実施に当たっては関連機関と綿密な連携を図り、利用者の意思に基づく選択により、居宅における自立支援を効果的・総合的・一体的に実現できるよう援助を行う。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称：居宅介護支援事業所 ケアプラザわかほ
- (2) 所在地：長野県長野市若穂綿内 6434 番地

(事業所に勤務する職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人
事業所の従業員及び業務の実施状況の把握及び業務の一元的管理を行う
- (2) 介護支援専門員 1人以上（おおむね給付 35 件に対し 1 人）
専門知的知識及び技術をもってケアマネジメントを実施する
- (3) 事務員 1人以上
会計及び一般事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の定休日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 定休日 日曜日・祝日 12月30日から1月3日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(サービス提供方法)

第6条 サービスの提供においては運営規定第2条(運営方針)を遵守して実施する。

- 2 居宅介護支援事業を提供するにあたり、あらかじめ利用者に対して事業の趣旨を説明し、理解を得て行うものとする。
- 3 使用する課題分析票：MDS-HC
- 4 サービス担当者会議の開催場所：要介護者の自宅
- 5 利用者の相談を受ける場所：自宅、事業所の相談室
- 6 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回以上必要に応じて行う

(介護支援事業の内容)

第7条 介護支援事業の内容は次の通りとする。

- (1) 要介護認定等に係る訪問調査
- (2) 介護サービス計画書の作成
- (3) 要介護者とサービス担当者の連絡調整
- (4) 要介護者の状態把握（継続管理）
- (5) サービス担当者会議の開催
- (6) 保険者及び関連機関との連絡調整、連携によるサービス提供
- (7) その他前各号の業務に付帯又は関連する事項

(通常事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長野市若穂 とする。

(利用料、その他の費用)

第9条 利用者が負担する費用は厚生労働大臣の定めるところによる。

- 2 通常の事業の実施地域以外での営業に要する費用については、下記により実費を徴収する。

片道（実施地域を超えたところから）0～5km : 500円
5km～ : 1kmごとに100円（但し端数は切り捨てる）

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、長野市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、自ら提供したサービスまたは自らが居宅サービス計画に位置付け

た指定介護サービスに対する利用者及び利用者家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切な対応を行う。

(虐待に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会・職員研修を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他)

第16条 業務に従事する職員はその社会的使命を充分認識し、自覚し、自らの資質の向上を図るため、研修等を通じて研鑽を積むとともに、業務体制の整備を図る。

第17条 この規定に定める事項の他運営に関する重要事項は、社会福祉法人善光寺願福祉会理事長が別に定めることとする。

付則

この規定は平成19年1月1日から実施する。

改正

この規定は、平成21年3月1日から施行し適用する。

改正

この規定は、平成27年3月1日から施行し適用する。

改正

この規定は、平成27年9月1日から施行し適用する。

改正

この規定は、令和4年12月1日から施行し適用する。

改正

この規定は、令和6年4月1日から施行し適用する。